

～専門相談～ 予約制

<弁護士相談> 毎月第2木曜日
時間： 13時より16時まで
場所： 成年後見センターぱんじー（偶数月） 湖南省東庁舎（奇数月）

<司法書士相談> 毎月第4木曜日

※相談をご希望の方は1週間前までにぱんじーまでご予約ください。



ぱんじー通信



H29.1月号 NO. 14

新年明けましておめでとうございます。

成年後見制度 Q&A

Q. 成年後見人等の辞任について、教えてください。

A. 成年後見人等は、①「正当な事由」があるときに、②家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます。「正当な事由」の有無は、具体的な事情を踏まえて判断されますが、後見人等の高齢や疾病、遠隔地居住などがその事由にあたるかと理解されています。

なお、成年後見人等の辞任により新たな成年後見人等を選任する必要が生じた場合、辞任する成年後見人等は、新たな成年後見人等の選任を家庭裁判所に請求しなければなりません。詳しくは、ぱんじーまでお問合せください。

【相談件数】

平成28年9月より
平成28年11月まで

	訪問相談	電話相談	来所相談	他※	計
9月	34	93	4	23	154
10月	59	120	7	26	212
11月	71	139	14	30	254

※メール相談や会議
等における相談など

「ぱんじーを応援するよ」という方、会員加入をお願いします。もちろん継続も受付中！！

正会員 個人1口 1,000円/年 団体5,000円/年
賛助会員 個人 1口 500円/年 団体3,000円/年

NPO法人 甲賀・湖南成年後見センター ぱんじー
〒520-3308 滋賀県甲賀市甲南町野田810 甲賀市甲南庁舎
TEL：0748-86-6161 FAX：0748-86-6199
ホームページ <http://www.pan-g.com/>
E-mail：pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp

ぱんじーからのお知らせをメールでご希望される方は左記のメールアドレスにお知らせください。

みなさま、明けましておめでとうございます。

平素は当法人の運営にご理解、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

平成25年10月に事業を始めた甲賀・湖南成年後見センターぱんじーも4年目の春を迎えました。この3年間は、ぱんじーをみなさんに知っていただくこと、「ぱんじーに相談してよかった」と感じていただくことが目標でした。法人が成年後見人として受任をすることも求められていたことを肌で感じながら、まずは目の前の相談に向き合っていくことを優先させていただきました。甲賀市、湖南省でたくさんの権利擁護支援を必要とする方が生活をされていることが明らかになりました。潜在している支援ニーズも多くあるものと思われまます。

このような中、昨年、ぱんじーの会員などを対象に、ぱんじーの事業に関するアンケート調査を行いました。

設立当初と変わらず成年後見人としての期待があることも再認識いたしました。しかしながら、これまでの「相談事業」や支援者を支えるいわゆる「支援者支援」に対する評価をいただいたことが私たちの力となりました。

本年は、みなさまよりご期待いただいている法人後見事業にぜひ着手したいと考えております。もちろん、これまでの「支援者支援」「多職種連携」は今後も大切にしていきます。そして、権利擁護支援を必要とする方の「意思決定支援」について学び、研究していきたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご支援のほどお願い申し上げます。

2017年1月

所長 桐高とよみ

